

確約手続に関する説明会の開催について（御案内）

TPP11協定（環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の締結に伴い、独占禁止法の違反の疑いについて公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決するための手続（以下「確約手続」といいます。）が導入されました。

確約手続は、競争上の問題を早期に是正するとともに、公正取引委員会と事業者が協調的に問題解決を行う領域を拡大し、独占禁止法の効率的かつ効果的な執行に資するものです。

その説明会を下記のとおり開催いたしますので、万障お繰り合わせの上御参加ください。

記

1 開催日時及び会場

- (1) 開催日時：平成30年11月14日（水）10：30～11：30
※ 開場は開始時刻の20分前を予定しています。
- (2) 会場：広島市中区上八丁堀6-30
広島合同庁舎第4共用会議室（2号館7階）
- (3) 定員：30名（先着順）

2 申込方法及び留意事項

- (1) 次のURLの申込フォームに必要事項を記載の上、お申し込みください。
電話・FAX・電子メールでのお申込みは受け付けておりませんので、御了承ください。

申込フォーム

https://www.jftc.go.jp/kosyukai4/form/apply_infos/insert

- ※ お申込みは、1事業者・団体当たり2名までとさせていただきます。
- ※ 申込フォームへの入力完了すると、登録したメールアドレス宛てに「説明会の申込登録結果」メールが送信され、当該メールの受信をもって申込完了となります。
- ※ 御記載いただいた個人情報は、本説明会に関する業務以外の目的には使用いたしません。

- (2) 説明会で使用する資料は、説明会当日に会場で配布いたします。

- (3) 会場にお越しの際は公共交通機関を御利用ください。

【問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局官房参事官・経済取引局総務課企画室
電話 03-3581-5477（直通）
公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所 総務課
電話 082-228-1501（代表）

確約手続に関する対応方針の概要

趣旨

- ◆ 確約手続に関する考え方を可能な限り明確にし、法運用の透明性・事業者の予見可能性を確保

確約手続の対象

- ◆ 公正取引委員会は、公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるとき、違反被疑行為を確約手続に付す。
- ◆ 他方、次の違反被疑行為は確約手続の対象としない。
 - 入札談合、価格カルテル等のハードコアカルテルに当たる違反被疑行為
 - 過去10年以内に行った違反行為と同一（繰り返し）の違反被疑行為
 - 刑事告発相当の悪質かつ重大な違反被疑行為

確約措置

- ◆ 確約措置は、競争秩序の回復の確保又は将来の不作為の確保の観点から、次の認定要件を満たす必要
 - 違反被疑行為を排除する又は違反被疑行為が排除されたことを確保するために十分なものであること
 - 確実に実施されると見込まれるものであること

◆ 確約措置の典型例

- 違反被疑行為を取りやめること又は取りやめていることの確認
- 取引先・利用者等への通知又は周知
- コンプライアンス体制の整備
- 契約変更
- 事業譲渡等
- 取引先等に提供させた金銭的価値の回復
- 履行状況の報告

その他の主なポイント

- ◆ 意見募集
 - 広く第三者の意見を参考にする必要があると認めた場合、申請を受けた確約計画の概要について意見募集を実施
- ◆ 公表
 - 確約計画の認定後、計画の概要、違反被疑行為の概要その他必要な事項を公表
- ◆ 確約手続移行後の調査権限の行使
 - 確約手続の申請に係る通知後、被通知事業者に対し、立入検査、報告命令、供述聴取等の調査は原則行わない。

独占禁止法に導入される確約手続の概要

～環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律による独占禁止法の改正～

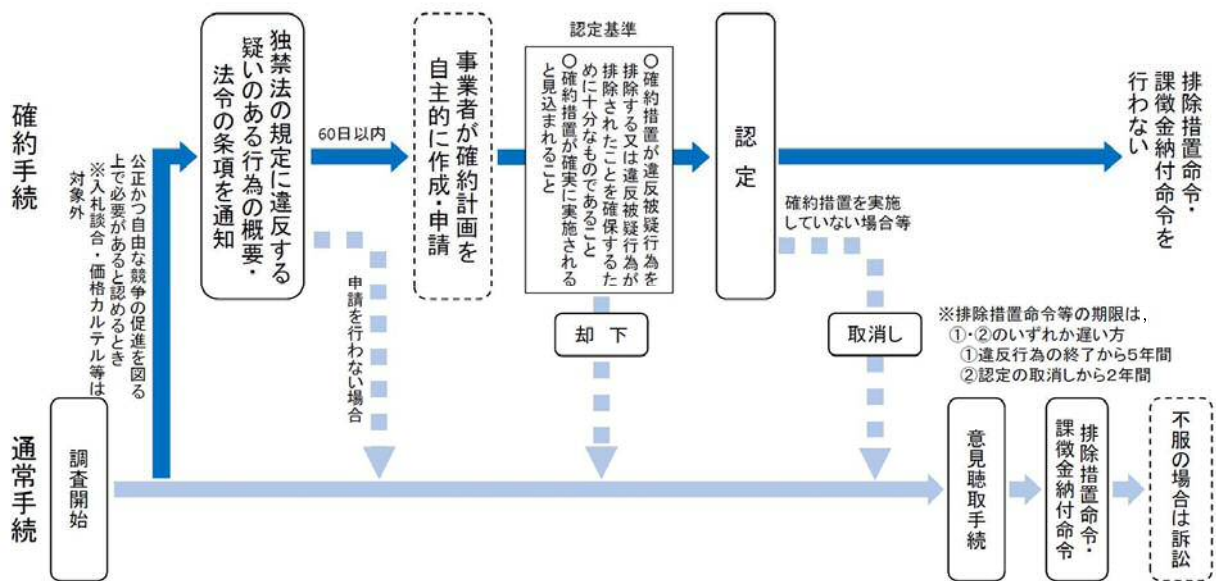
背景

- ◆ TPP協定及びTPP11協定の締結に伴い、独占禁止法の違反の疑いについて公正取引委員会と事業者との間の合意により自主的に解決する制度の導入に関する規定を整備する必要

改正概要

- ◆ 独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により解決する仕組み(確約手続)を導入
- ◆ このような仕組みは、競争上の問題の早期是正、公正取引委員会と事業者が協調的に問題解決を行う領域の拡大に資するもの

<確約手続の概要>



【参考】公正取引委員会の確約手続に関する規則(平成29年1月制定済み)

- 確約手続の細則について制定したもの。次のような点を規定
 - ✓ 確約手続の申請に係る通知は、送達により行う。
 - ✓ 確約計画の認定申請は、所定の様式により提出する。
 - ✓ 公正取引委員会が申請の却下・認定の取消しを決定する場合、その却下・取消しの理由を決定書に記載する。

施行期日

◆ TPP11協定の発効日

※ 少なくとも6か国がそれぞれの国内法上の手続を完了した旨を寄託者(ニュージーランド)に通報した日の後60日で発効